

仙北市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要について

1 改正理由

地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第119号）が令和7年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、仙北市国民健康保険税条例の改正が必要となったものです。

2 改正内容

（1）課税限度額の引上げについて

- ・基礎課税分（医療分）65万円 → 66万円（1万円増）
- ・後期高齢者支援金分 24万円 → 26万円（2万円増）

（2）5割及び2割の減額対象となる世帯等の金額等の引上げについて

- ・5割軽減の基準額の引上げ 29万5千円 → 30万5千円
- ・2割軽減の基準額の引上げ 54万5千円 → 56万円

3 施行期日

令和7年4月1日